

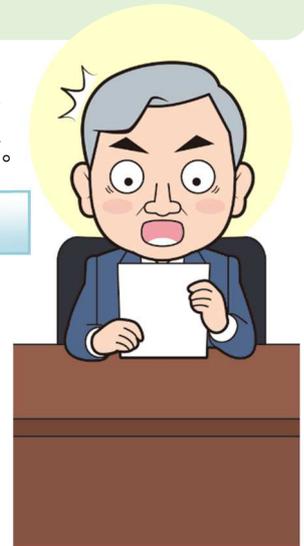


社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:鄭(ちよん)

管理監督者の深夜業について

「管理職だから割増賃金は考えなくて良いし、労働時間の把握も不要」
このような誤解がまだまだ多いように感じます。今回のあおぞらレターでは、労働基準法でいう「管理監督者」の深夜業の割増賃金の支払いと労働時間管理についてご案内いたします。



管理監督者については、
時間単価×25%の支払いが必要!

「管理監督者」であっても深夜業については割増賃金の支払いが必要です

- 管理監督者であっても、深夜業（22時から翌日5時まで）を行った場合には、割増賃金を支払う必要があります。

【参考】労働基準法 37条で定める割増賃金率

	割増賃金率	一般労働者	管理監督者
時間外労働 〔中小企業を除いて 1ヶ月60時間超は5割以上〕	2割5分以上	○	×
休日労働	3割5分以上	○	×
深夜労働	2割5分以上	○	○

「管理監督者」についても長時間労働の管理が必要です

- 管理監督者についても、長時間労働となった場合には、労働安全衛生法に基づき医師による面接指導等の健康管理に係る措置が必要となる場合があります。
- ※ここでいう管理監督者は労働基準法上の「管理監督者」です。社内で「管理職」の地位にあったとしても、「管理監督者」に当てはまらない場合がありますので注意が必要です。

平成27年2月23日付 労働新聞より



に記入するように指導されたい」と指示が出されています(昭23・2・3基発161号)。
昨今はいわゆる「名ばかり管理職」のように、実質的には「管理監督者」の要件を満たさず、労働時間数に基づく時間外割



増賃金の支払いを行わないうと違法とされる場合もある。管理職としての業務が適切かどうかにも気を付けておく必要があります。
また職階を問わず、時間外・休日労働時間数が100時間を超え、疲労の蓄積がみられる場合など、申出があれば医師等の面接指導を実施する義務が生じますので(安衛法66条の8)、労働時間は可能な限り把握しておくのが望ましいでしょう。

賃金台帳に記入不要?

管理監督者の労働時間数

問 全社員の出勤をタイムカードで管理していますが、残業代がつかない管理職は、賃金台帳に労働時間数を記入しなくてよいと聞きました。正確な打刻時間は必要ないのでしょうか。
【山梨・R社】

深夜労働分は管理職も必要

答 労基法108条で調製が義務付けられている賃金台帳

午前5時までの労働時間数については「賃金台帳

- 以上のことから、会社は、管理監督者についても労働時間を適正に管理する必要があります。
- 管理監督者について適正な労働時間管理がなされているか、この機会に確認してみたいかがでしょうか。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277